

個人情報保護基本規程(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、熊本県教育会館内に置く熊本県教職員厚生情報センター(以下「センター」という)の基本契約に基づき、センター及びセンターへの加盟団体(以下「加盟団体」という)が取り扱う個人情報を適切に管理するための基本的事項を定めるものである。

第2章 個人情報の収集

(収集の原則)

第4条 個人情報の収集は、センターの事業遂行上必要な収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第6条 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

第3章 個人情報の利用および提供

(利用範囲の制限)

第9条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うことができる。

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の安全性の確保)

第13条 個人情報に関するリスク(個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等)に対して、本規程において定める事項のほか、法令、その他管理マニュアルに従い、合理的な安全対策を講ずるものとする。

(個人情報の共同利用に関する措置)

第16条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、共同利用する者と個人情報保護の取り決めを行い、漏えい、紛失、改ざんの防止、及び運用、管理の責任を明確にしておかなければならない。

(個人情報の第三者提供に関する措置)

第17条 個人情報の第三者への提供を禁止する。但し、業務上、第三者への提供の必要性を認めた場合は、予め本人に対して同意をとるための必要な措置を講じ、同意を確認した後でなければ、提供してはならない。

第5章 個人情報に関する本人の権利

(開示請求)

第18条 センターが保有している個人情報について、本人又はその代理人から自己の情報について開示の請求があった場合は、可能な範囲で合理的な期間内に本人に開示しなければならない。

(訂正・削除)

第19条 個人情報の記録内容に誤りがあって、本人又はその代理人から訂正または削除の請求を受けた場合は、訂正・削除すべき事実を確認の上、遅滞なくその請求に応じるものとする。

(苦情・相談)

第20条 個人情報の取り扱いに関して本人又はその代理人から苦情・相談を受けた場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(本人であることの確認)

第22条 請求を受け付けるにあたっては、請求を行っている者が本人又はその代理人であることの証を確認しなければならない。

第6章 管理組織・体制

(個人情報統括責任者)

第23条 センターの個人情報保護の組織意識を貫徹させるため、センターを置く熊本県教育会館の業務執行理事が個人情報統括責任者となる。

(個人情報管理責任者)

第24条 個人情報統括責任者は、本規程の厳正な運用を行うために、個人情報管理責任者を配置する。

(個人情報監査責任者)

第26条 個人情報統括責任者は、本規程の運用状況を監査するため個人情報監査責任者を配置する。
2 個人情報監査責任者は、個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあるものとする。

第7章 事故発生時の対応

(報告義務)

第28条 センター及び加盟団体の役職員は、法令及び本規程を遵守すると共に、事故及び法令違反となる行為を発見した場合には、速やかに当該個人情報を取り扱う個人情報管理責任者に報告しなければならない。
2 事故対応行動は、別途「個人情報事故・緊急対応基準」に定める。

第8章 教育・その他

(教育)

第29条 個人情報管理責任者は、個人情報の保護及び利用に関する教育・訓練を定期的実施しなければならない。
2 職員等は、個人情報保護に関する教育・訓練を定期的受けなければならない。